

# 日本ボーイスカウト千葉県連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、日本ボーイスカウト千葉県連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を千葉県千葉市中央区都町2丁目1番12号千葉県都町合同庁舎内におく。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という。)の目的、基本及び諸規約並びにその方針に従い、各団の独立と主体性を妨げることなく、同様の目的を有する千葉県内の他の団体との友好関係を保つとともに、各地区の協力により、千葉県内のボーイスカウト運動(以下「本運動」という。)の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団の登録、審査及び指導に関すること。
- (2) 青少年プログラムの開発及び展開に関すること。
- (3) 本運動に関わる成人の確保及び養成に関すること。
- (4) 日本連盟及び国際関係に関すること。
- (5) スカウトの全県的行事に関すること。
- (6) 本運動の普及及び広報に関すること。
- (7) 財政に関すること。
- (8) その他本連盟の目的達成のために必要なこと。

## 第3章 組 織

(構 成)

第5条 本連盟は、日本連盟の加盟登録の承認を受けた千葉県内のすべての団によって組織される。

(地区の設置及び区分)

第6条 本連盟は、地理的条件、加盟団の状況、運動の発展状況及び地域の実状により、本連盟の運営を円滑にし、自発活動を推進するために地区を設ける。なお、詳細は、別に定める。

2 地区の区分及び名称は、理事会が定める。

(地区の構成)

第7条 地区は、加盟登録の承認を受けた地区内のすべての加盟団によって構成される。

(地区の組織、運営、役員等)

第8条 地区の組織、運営、役員等の詳細は、日本連盟教育規程及び本連盟が別に定める規則に従い地区において作成するが、その制定及び改廃に当たっては理事会の同意を得るものとする。

## 第4章 会 議

[総 会]

(開催及び招集)

第9条 本連盟は、毎年1回定期的に年次総会を開催する。また、必要に応じて理事会又は総会議員の3分の1以上の要求により、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、連盟長が招集する。

(開催通知)

第10条 総会招集の通知は、開催1週間前に総会議員が受領できるように送付する。

(構 成)

第11条 総会は、次の各号に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 加盟員で加盟団を代表する者 1 人
- (2) 第 38 条に規定する本連盟役員
- (3) 地区コミッショナー

2 議長は、連盟長又はその指名を受けた者あるいは総会の都度議員の中から選出する。

(議員の任期)

第 12 条 議員のうち、加盟団を代表する議員の任期は、次回の総会議員が選出されたときをもって終了する。

(成立及び議決)

第 13 条 総会の定足数は、議員の過半数(委任状を含む。)とし、その議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、本連盟規約の制定及び改正は、その 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(議決の委任)

第 14 条 総会議員は、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって他の出席議員に議決を委任することができる。ただし、委任によって役員選出に関する議決に加わることはできない。

(承認事項)

第 15 条 次の事項は、年次総会において承認を受けるものとする。

- (1) 事業計画及びその報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 分担金の金額及び徴収方法
- (4) 本連盟規約の制定及び改正
- (5) 役員を選出
- (6) その他重要事項

(審 議)

第 16 条 総会は、提出議案につき、これを審議する。

(議 事)

第 17 条 総会の議事は、本規約に定めのある場合を除くほかは、日本連盟教育規程等による。

[理事会]

(設置及び責務)

第 18 条 本連盟に理事会を設ける。

2 理事会は、本連盟の目的を達成するために、重要事項を協議決定し、本連盟の維持、その所管業務の執行及び運営に任ずる。

(構 成)

第 19 条 理事会の構成は、次のとおりである。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 地区代表理事
- (4) 業務執行理事
- (5) 学識経験者理事
- (6) 青年代表理事
- (7) 事務局長(幹事役として出席し、議決の数には加わらない。)

2 連盟長、副連盟長、県コミッショナー、県副コミッショナー、理事でない運営委員会及び特別委員会の委員長並びに監事は、随時理事会に出席し、発言することができるが、議決に加わることはできない。

(主 宰)

第 20 条 理事会は、理事長が主宰する。

(成立及び議決)

第 21 条 理事会の定足数は、過半数(委任状を含む)とし、議決は、出席者の多数決による。可否同数の

ときは、理事長がこれを決する。ただし、総会に提出する本連盟規約の改正に関する事項の議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

[企画会議]

(設置、責務及び構成)

第22条 本連盟の施策の企画、推進状況の確認及び各運営委員会等の連絡調整並びに理事会から決定の権限を委任された事項を審議するために、企画会議を設け、理事長が招集する。なお、理事会から決定の権限を委任された事項の議決は、理事会に報告する。

2 前項企画会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 理事長(議長)
- (2) 副理事長
- (3) 運営委員会の委員長
- (4) 青年代表理事
- (5) 地区代表理事 若干名
- (6) 学識経験者理事 若干名
- (7) 県コミッショナー
- (8) 県副コミッショナー
- (9) 事務局長(幹事役として出席し、議決の数には加わらない。)
- (10) その他理事長が必要と認めた者

3 企画会議は、必要に応じて随時開催する。

[運営会議]

(設置、責務及び構成)

第23条 本連盟の基本的な方針や重要施策などの事項について協議を行うとともに緊急を要する事項等についての意思決定を行うために運営会議を設ける。また、理事会から決定の権限を委任された事項の審議も行うが、その議決は理事会に報告する。

2 前項運営会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 連盟長
- (2) 理事長(議長)
- (3) 県コミッショナー
- (4) 事務局長(幹事役として出席し、議決の数には加わらない。)
- (5) その他必要に応じて副連盟長、副理事長、県副コミッショナー、事務局次長

3 運営会議は、必要に応じて理事長が招集し開催する。

[地区代表理事会議]

(設置、責務及び構成)

第24条 本連盟に地区代表理事会議を設ける。地区代表理事は、地区内における加盟団の意見、要望等を掌握して、地区代表理事会議にその意向を反映するとともに、本連盟の円滑な運営について協議する。

2 前項地区代表理事会議の構成は、次のとおりとし、議長は理事長とする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 地区代表理事
- (4) 県コミッショナー
- (5) 県副コミッショナー
- (6) 事務局長
- (7) その他理事長が必要と認めた者

3 地区代表理事会議は、必要に応じて随時開催する。

[千葉県ローバース会議]

(設置、責務及び構成)

第25条 千葉県連盟は、県コミッショナーの下に千葉県ローバース会議を設置する。

- 2 千葉県ローバース会議の構成や運営等については、千葉県ローバース会議憲章に定める。
- 3 千葉県ローバース会議憲章の改廃は、千葉県ローバース会議にて行い理事会に報告する。

[名誉会議]

(設置及び責務)

第26条 本連盟に名誉会議を設ける。

- 2 名誉会議は、理事会の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

(構成)

第27条 名誉会議の構成は、次のとおりである。

- (1) 県コミッショナー
  - (2) 名誉会議議員
  - (3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数には加わらない。）
- 2 県副コミッショナーは、必要に応じて名誉会議に出席し発言することができるが、議決に加わることはできない。

(主宰)

第28条 名誉会議は、県コミッショナーが主宰する。

(成立と議決)

第29条 本会議の定足数は、過半数としその議決は多数決による。

(報告)

第30条 本会議の議決は、理事会に報告する。

[運営委員会、ローバース会議、特別委員会及び企画・準備・実行委員会]

(設置)

第31条 理事会は、その下部機構として運営委員会を設け、また、必要に応じて特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第32条 運営委員会は、理事会の委任した事項を処理するためにこれを常設する。その種類及び任務は、理事会が定める。

(特別委員会)

第33条 特別委員会は、特定部門につき理事会から委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

- 2 任務及び期間は、設置の都度、理事会が指示する。

(企画委員会、準備委員会及び実行委員会)

第34条 企画委員会、準備委員会及び実行委員会は、理事会から委任された特定の事業をそれぞれ企画、準備及び実行する。

- 2 任務及び期間は、設置の際に理事会が定める。

(主宰)

第35条 運営委員会、ローバース会議、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会は、委員会においては委員長、ローバース会議においては議長が主宰し、随時開催する。委員長及び議長は、開催記録を事務局長に提出する。

(議決の効力)

第36条 運営委員会、ローバース会議、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の議決は、特に、その決定の権限を理事会から委任された場合を除き、すべて理事会の議を経てその効力を生ずる。

## 第5章 スカウトクラブ

第37条 スカウトクラブについては、日本連盟教育規程による。

## 第6章 役員及び委員

(役員の種類及び定員)

第38条 本連盟の役員は、次のとおりである。

(1) 連盟長	1 人
(2) 副連盟長	若干名
(3) 理事長	1 人
(4) 副理事長	若干名
(5) 理事	
(ア) 地区代表理事	各地区から 1 人
(イ) 業務執行理事	若干名
(ウ) 学識経験者理事	若干名
(エ) 青年代表理事	若干名
(6) 県コミッショナー	1 人
(7) 県副コミッショナー	若干名
(8) 名誉会議議員	若干名
(9) 幹事	2 人

(連盟長)

第 39 条 連盟長は、理事会の発議により総会において推戴する。

- 2 連盟長は、本連盟地域内のスカウト運動を代表し、統理する。
- 3 任期は、2 年とし再任を妨げない。

(副連盟長)

第 40 条 副連盟長は、必要に応じて前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

- 2 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故あるとき又は欠けたとき、これを代理する。

(理事長)

第 41 条 理事長は、理事の互選により就任する。

- 2 理事長は、理事会の議長となり、本連盟を代表するとともにその業務を総理する。
- 3 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(副理事長)

第 42 条 副理事長は、必要に応じて理事の互選により就任する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、その事故あるとき又は欠けたとき、これを代理する。

(地区代表理事)

第 43 条 地区代表理事は、当該地区の地区委員長が本連盟総会の確認を得て就任する。

- 2 地区代表理事は、当該地区を代表し、本連盟の運営に参画する。
- 3 任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(業務執行理事・学識経験者理事)

第 44 条 業務執行理事及び学識経験者理事は、連盟長、理事長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

- 2 学識経験者理事は、理事会の決議による特命事項を担当する。
- 3 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(青年代表理事)

第 45 条 青年代表理事は、ローバースカウト及び同年代の指導者並びに青年指導者から、連盟長、理事長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

- 2 任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、ローバースカウト及び同年代の指導者は満 25 歳、青年指導者は満 30 歳に達した日の属する年度の年次総会までとする。

(県コミッショナー及び県副コミッショナー)

第 46 条 県コミッショナー及び県副コミッショナーの選任、任期及び責務については、日本連盟教育規程による。

(名誉会議議員)

第 47 条 名誉会議議員は、総会においてその半数を選出し、残りの半数は連盟長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

2 任期は、2年とし再任を妨げない。

(監事)

第48条 監事は、総会において選任する。

2 監事は、本連盟の業務、資金及び経理の監査を行い理事会及び総会に報告する。

3 任期は2年とし、再任を妨げないが、他の県連盟の役員を兼ねることはできない。

(役員選考委員会)

第49条 監事及び総会選出の名誉会議議員は、各地区委員長及び連盟長が指名した若干名(地区数を超えない。)の選考委員をもって選考委員会を開き、候補者の推薦を行い、総会においてこれを選出する。

(役員の任期)

第50条 役員の任期は、コミッショナーを除き任期の最終年度の総会終了のときまでとする。

2 役員が、退任するときには、後任者が就任するまでの間、なおその任務を行う。

(役員の補充及び増員)

第51条 地区代表理事に欠員又は増員を生じたときは、新任の地区代表理事については理事会の議を経て、理事としての就任を確定する。

2 コミッショナーを除く前項以外の役員にあつては、次の総会において、これを補充する。

3 補充又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉役員)

第52条 名誉連盟長、顧問、相談役及び参与を理事会の議を経ておくことができる。

2 前項の任期は、3年とし再任を妨げない。

3 前各項の規定に拘らず、千葉県知事はその職において顧問に就任し、千葉県教育長はその職において相談役に就任する。

4 教育及び指導面に特に功績顕著であつた者に先達の称号を理事会の議を経て贈ることができる。

(委員長及び副委員長)

第53条 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員長は、理事の中から選任することを原則とする。

3 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会は、必要に応じて副委員長を選任することができる。

(委員)

第54条 運営委員会の委員は、各地区から選出された者及び必要に応じて理事会の承認を得た者について理事長が委嘱する。

2 特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員は、当該委員長と県コミッショナーとの合議の上、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員長、副委員長及び委員の任期)

第55条 運営委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、設置の都度これを決定する。

3 補充又は増員による委員長、副委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第7章 技能章考査員

第56条 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

## 第8章 事務局

(設置)

第57条 本連盟の業務執行機関として事務局を設ける。

2 事務局の業務執行は、全て理事会の議決のもとに行われる。

3 事務局には、事務局長のほか、事務局次長及び業務に従事する職員及び雇員をおくことができる。

(任 免)

第 58 条 事務局長、事務局次長、職員及び雇員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得なければならない。

2 事務局長及び事務局次長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(事務局長)

第 59 条 事務局長の任務は、次のとおりである。

(1) 日本連盟及び本連盟のすべての規定、規約及び方針を遵守し、理事会の議定のもとに、本連盟の事務を執行する。

(2) 理事会、企画会議、運営会議及び名誉会議の幹事役となる。

(3) 事務局の長として、事務局の運営及び管理の責に任ずるとともに事務局職員及び雇員の監督・指導を行う。

(給 与)

第 60 条 事務局長及び次長は、理事会の議を経て、有給とすることができる。

2 事務局職員及び雇員については、有給とする。

## 第 9 章 資金及び経理

(資金の充足)

第 61 条 本連盟の経費は、分担金、維持財団助成金、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 加盟団及び加盟員は、本連盟加盟規程に定める分担金納入の義務を負う。

3 分担金の金額及び徴収方法は、総会の議を経てこれを決定する。

(資金の管理)

第 62 条 本連盟の資金及び経理は、理事会の指示に従い維持され、かつ、整理される。

(会計年度)

第 63 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(監 査)

第 64 条 本連盟の決算は、監事の監査を受け、年次総会に報告しその承認を受ける。

## 第 10 章 改 廃

(改 正)

第 65 条 本規約の改正は、総会において出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

2 本規約の改正は、日本連盟に届け出るものとする。

(補 則)

第 66 条 本規約に定めのある場合を除き、本連盟の運営は、すべて日本連盟教育規程及びその細則の示すところによる。

付 則

本改正規約は令和 6 年 6 月 2 日（総会承認）から施行する。

付 記

第 55 条(委員長、副委員長及び委員の任期)第 1 項において、委員長の任期は連続して同一の任務に就任する場合は、4 年を限度とすることを内規として理事会は申し合わせた。

(平成 18 年 2 月 4 日)